

銀行業金融機関における不適切な経営諸現象の矯正について

I 7つの禁止事項

1. 貸出の一部を預金に回さないこと。銀行のクレジット業務は、「実貸実付」と受託支払の原則に基づき、貸付金全額を直接に借入人の取引相手に支払し、強制的条項または協議により貸出の一部を預金に回すことをしてはならない。
2. 預金を貸出にリンクさせないこと。銀行業金融機関は、貸出業務と預金業務を厳格に分離させ、資金を預けることを貸出の承認、放出の前提条件としてはならない。
3. 貸出を条件に費用徴収を行わないこと。銀行業金融機関は、貸出またはその他の方式による融資提供をきっかけに、顧客に非合理的中間業務またはその他の金融サービスを受け入れてもらい、費用を徴収してはならない。
4. 費用徴収の目的で金利を高めないこと。銀行業金融機関は、利息と費用の分離原則を遵守し、利息と費用徴収業務を厳格に区別し、利息を費用の形で徴収し、実質的に金利を高めているようなことを禁止する。
5. 貸出による抱き合わせ販売をしないこと。銀行業金融機関は、貸出及びその他の方式による融資提供を行う際に、強制的に理財、保険、ファンド等の金融商品に係わる抱き合わせ販売をしてはならない。
6. 規制金利の最上限まで金利を一気に上げないこと。銀行業金融機関における貸出のプライシングは、資金コスト、リスクコスト及びマネジメントコストを十分に反映させるべきで、網羅的に貸出の金利を規制金利の最上限まで上げてはならない。
7. コストを転嫁しないこと。銀行業金融機関は、法に従い貸出業務及びその他のサービスにおいて発生するデューデリジェンス、抵当品評価等に係わるコストを負担し、経営コストを費用の形で顧客に転嫁してはならない。

I 四つの公開事項

フィーの徴収対象項目、サービスの品質と価格、効用機能、優遇政策を公開する。